

義務教育における特別支援教育のイメージ図

小・中学校等

通常の学級

通級による指導（通級指導教室）

- ・ 児童生徒は小・中学校等の「通常の学級」に在籍
- ・ 軽度の障がいがある児童生徒に対して、各教科等の授業は通常の学級で行いつつ、障がいに応じた特別の指導（自立活動）を「通級指導教室」で行う

【障がい種】

弱視
難聴
肢体不自由
病弱及び身体虚弱
言語障がい
自閉症
情緒障がい
LD（学習障がい）
ADHD（注意欠陥多動性障がい）

特別支援学級

- ・ 児童生徒は小・中学校等の「特別支援学級」に在籍
- ・ 特別支援学校に比べて、障がいの程度が軽いものの、通常の学級における指導では十分に成果をあげることが困難な児童生徒が対象

【障がい種】

弱視
難聴
知的障がい
肢体不自由
病弱及び身体虚弱
言語障がい
自閉症・情緒障がい

特別支援学校

- ・ 児童生徒は「特別支援学校」に在籍
- ・ 障がいの程度が、学校教育法施行令の規定に該当する必要がある
- ・ 小学校、中学校及び高等学校に準ずる教育を行うとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な教育を行う

【障がい種】

視覚障がい
聴覚障がい
知的障がい
肢体不自由
病弱